

《地方行政を読む - 川越市》

ふざけるな！中院私道の無償舗装工事

こいつら一体何なんだ？「要望書」の申請者は別人・「関係者」に名を連ねる中院
宗教学者の土地を、なぜ税金で無償舗装しなければならないのか

小野澤康弘市議と川合市長が犯した、市民への重大背信行為

本紙が9月号でお伝えした、天台宗の別格本山「中院」（川越市小仙波町）所有の私道に対し、川越市が無償で実施した舗装工事。その背後には、当時就任半年後であった川合市長と小野澤康弘市議（現・市議会議長）との間にある、濃厚な利益供与の疑いだ。

滅茶苦茶というのがふさわしい内容の「工事要望書」（平成21年5月提出）と、この滅茶苦茶な要望を実現するためだけに、8ヶ月後に策定された「川越市私道舗装整備要綱」が、この疑惑を拭いがたいものになっている。

また「要綱」が策定から約2年半を過ぎた現在に至るまで市民に事実上公開されず、また建設部の私道舗装方針（寄附採納なければ工事なし）と、完全に矛盾

する「ダブルスタンダード」（二重規範）であることもお伝えした。

この9月号記事に対し、信頼すべき筋から驚くべき情報を得た。中院所有の私道について、市に提出された「工事要望書」が、実はとんでもない代物であり、どう考えても市が受け付けてはならない文書だ、というのである。

当然ながら工事要望書の申請者とは、私道を持っている宗教学者中院か、その代表者である仁平雄俊氏であるはずだ。持ち主が中院である以上、誰が考えたってそうだろう。

だが何と「工事要望書」の申請人（右上段の黒塗り部分）は、中院とはまったく関係のない別人であり、当の中院は「関係者」に名を連ねている、というのである。

川越市が絶対に受け付けてはならない「工事要望書」！

申請人は一般市民、しかし「関係者」に中院・喜多院住職の名が！

本紙に寄せられた情報によれば、工事要望書の申請人は小仙波町5丁目の「イワサワケンサク」なる人物という。私道

沿いの住民であれば関係者には違いないかもしれないが、私道の所有者ではないことは明らか。

さらに注目すべきは、同要望書に名を連ねる関係者のうちの2名だ。

関係者欄にはまず「ニヒラユウシュン」（小仙波町5丁目）という人物が存在するという。埼玉県公式ウェブサイトから川越市の宗教法人一覧を調べると、包括団体名が天台宗、法人名を「中院」とする宗教法人の代表者に「仁平雄俊」氏を見つけることができる。何のことはない、中院の住職なのである。

もう一人は「シオイリシユウチ」。これも同一覧で調べると包括団体名が天台宗、法人名を「喜多院」とする宗教団体代表者「塩入秀知」氏が見つかる。情報が事実なら、「関係者」には喜多院の住職も署名していることになる。喜多院が中院の私道と、どんな関係があるというのだろうか。

そしてこの要望書の最後には、例の一文、「今後、分筆し、寄附採納に向けて努

力するよう指導致します」が記され、「市議会議員 小野澤康弘」の署名と捺印がある。これは本紙が先に公開した「墨塗り」文書と同じだ。

さて、これは一体どういうことなのか。中院所有の私道の舗装を市に要望する工事申請書は、

* 「イワサワケンサク」という、私道所有者とは別人が申請者であり

* 私道関係者に中院住職と、なぜか喜多院住職が名を連ねており

* 文章末尾には「分筆し、寄附採納に向けて努力するよう指導する」という小野澤市議の署名捺印があるのだが、「誰に対して指導する」のかは明記されていない

というのだ。この滅茶苦茶加減、どう解釈すべきなのだろうか。

包括団体名	法人名	代表役員名	所在地
天台宗	一乗院	田中晃秀	川越市鴨田716
天台宗	灌頂院	櫛笥文幸	川越市古谷本郷1428
天台宗	実相院	高柳妙真	川越市大字古谷上4266-1
天台宗	長徳寺	江田昌弘	川越市仙波町3-31-23
天台宗	瀧岩院	木村亮信	川越市並木893
天台宗	薬王寺	瀧澤亮雄	川越市南田島1746-1
天台宗	最明寺	千田亮昭	川越市小ヶ谷61
天台宗	勝光寺	橋本亮幸	川越市砂708
天台宗	天然寺	石川昭広	川越市仙波町4-10-10
天台宗	観音寺	土屋頼信	川越市石原町1-18-1
天台宗	安楽寺	森川泰雄	川越市今成3-18-6
天台宗	観行院	田中晃生	川越市石田本郷605
天台宗	円満寺	江田昌弘	川越市北田島329
天台宗	妙善寺	中島亮阿	川越市菅原町9-6
天台宗	玉泉寺	高柳妙真	川越市大字下老袋338
天台宗	高松寺	瀧澤亮雄	川越市大中居312
天台宗	勝福寺	高栖恵浩	川越市寺尾640
天台宗	明見院	固山清文	川越市今福677
天台宗	延命寺	幡宥栄	川越市笠幡4451
天台宗	西福寺	奥山元照	川越市南大塚2-3-11
天台宗	星行院	木川晃全	川越市福田424
天台宗	喜多院	塩入秀知	川越市小仙波町1-20-1
天台宗	中院	仁平雄俊	川越市小仙波町5-15-1

＜川越市内における、「天台宗」を包括団体とする宗教法人。「ニヒラユウシュン」「シオイ
リシュウチ」とは、それぞれ中院と喜多院の代表役員（住職）である。＞

「公共の利益」の第一は、市民が納得できる税の使途を 行政が「正攻法」で実行すること

実を言えば、この私道無償舗装には「被包括宗教法人の不動産に対する法的行為の問題」が大きく横たわっている。そしてこの大問題を解決しないまま、適当にごまかすための方策・口実として「公共の利益」という考え方が、いわば悪用されているのである。

ややこしい話なので、少々余談を含めつつかみ砕いて進めていきたい。

もし、仮にこの工事要望書が「市民からの要望」であったとする。中院の私道なのだから要望の主体は中院であるはずなのだが、ここではいったん「市民からの要望」としてみる。

「不特定多数が通行する公衆道路であり、道路の舗装は公共の利益であるため、市に舗装工事を要望する」というわけだ。そして「イワサワケンサク」なる人物が沿道住民（市民）の「代表」として、工事要望書の申請者となり、川越市にこれを提出した、とする。

川越市はこの「市民からの要望」を受け付けるべきだろうか？

ここで川越市がしなければならないことは、たった一つ。申請人「イワサワケンサク」氏に対し、その道路は中院の私道であるから、工事要望書は中院に提出してください、と指導することだ。道路の状態が著しく悪く、救急車さえ入れな

い通行不能状態であるなら、ことは急を要する。場合によっては川越市建設部から直接、中院に緊急連絡し、早急な補修を要請する、あるいは命じる事態もあるだろう。

その場合、中院は私道をいったん通行止めとし、可及的速やかに自費で道路を補修しなければならない。それができない場合、起こりうるトラブルの責任は全面的に中院にある。

「沿道住民が道路の所有者について何も知らない」場合はどうか。中院住職が関係者に名を連ねている以上、要望書の申請者が私道所有者を知らない、ということは考えられない。また仮に知らなかった、としても同じことである。川越市建設部は当該道路が私道であり、所有者が中院であることを告げ、中院に直接要望を出すよう、「イワサワケンサク」なる人物に指導するしかない。

どれほど大きな「市民の声」であろうと、私道所有者でもない別人が、私道舗装を市に申請したとなれば、市がしなければならないことは「私道所有者」に要望書を出すよう、この申請者に指示することである。

問題の道路は私道でありながら公衆道路。だからといって、この道路を市が税金で舗装することが「公共の利益」なのか。陥没・沿道建物の倒壊など通行に危

険が考えられる極端なケースを想定すれば、一時的に市が舗装・補修工事を行うことは公益にかなう。だが、所有者が中院である以上、市は工事後ただちに中院に対し寄附採納を求めるか、あるいは工事費用（金利含む）の実費請求をしなければならない。

市民に対する危機（悪路によるトラブル）の回避は公共の利益。また回避後に、危機を招来した（悪路を放置した）責任者に対しその責任を問い、税で賄った費用の全額弁済を要求するのも公共の利益だ。なぜなら、自治体が筋の通った正当な行政行為を通じ、税金の使途を市民誰もが納得できるようにすることは、公益を考える上での基本中の基本だからである。由緒ある寺院の私道だから税金投入が許され、一般市民には寄附採納が求められる…。地方自治体がこんなダブルスタンダードを設けているとすれば、そんな施策は公益目的とは言えない。何より「税金を払わない宗教法人の土地を、なぜ税金で工事するのか。ふざけるな！」と、多くの市民は納得しないだろう。

したがって「私道所有者」が支払いを拒否した場合は、市が原告となり法的手段を講じなければならないのは当然である。どのような状況であろうと、私道を市民の税金で無償舗装しなければならない理由はない。

工事要望書の末尾には「今後、分筆し、寄附採納に向けて努力するよう指導しま

す」という小野澤市議の署名捺印が存在している。

つまり「現状で寄附採納できない＝無償工事せざるを得ない」問題とは、小野澤市議が「努力するよう指導」すれば解決する、という類のもの…。少なくとも川越市はそう認識した上で、この要望書を受理したことになる。

では、小野澤市議は誰に対し「努力するよう指導」するのか。指導という動詞の目的語は、具体的に誰なのか。

工事申請人「イワサワケンサク」氏であろうか。だがこの申請人、私道所有者ではない。所有者でもない人物が、他人の土地を勝手に寄附採納できるはずがないのは小学生でもわかる。

小野澤市議が「指導する」と記載した、その目的語は、明らかに宗教法人中院。それ以外にあり得ない。

市建設部は以下のように述べる。

「これまで私道の舗装要望については、舗装完了後に当該私道を市に採納することが施行条件であることを要望者に説明し、応諾の回答を得てから工事を施行してきた。市の私道に関するこの基本姿勢は、現在（平成24年9月中旬）も変わっていない」（川越市建設部道路環境整備課）

しかしこの工事要望書、中院の「応諾の回答」も「応諾の意思」さえ、かけらも見られない。それどころか「応諾するよう指導する」と、小野澤市議が自ら記しているではないか。

**「被包括宗教法人は単独の意思で土地を処分できない」
私道を「寄附採納できない」ことは中院自身が一番わかっていた！**

ところが、問題はそう簡単ではない。

なぜなら中院は、自らの意思で不動産を処分（寄附採納）することができないからだ。というのも中院とは、先に述べたとおり包括団体名が天台宗であり、法人名を「中院」とする宗教法人だからである。

宗教法人には「単位宗教法人」と「包括宗教法人」の2つに大別される。このうち単位宗教法人とは神社、寺院、教会のような境内建物（宗教法人法3条）を有する宗教法人を指す。

いっぽう包括宗教法人とは、上記の「単位宗教法人」（あるいは法人でない単位宗教団体）を包括している宗教法人。簡単に言えば「宗派」が包括宗教法人であり、本山や個々の寺院が「被包括宗教法人」となる。

つまり「包括団体名・天台宗、法人名・中院」とは、天台宗（包括宗教法人）の、被包括宗教法人として中院が存在する、ということだ。

ここで問題となるのは、包括宗教法人の傘下にある被包括宗教法人が不動産を売買、または担保を設定するなどの法律行為を行う場合は「包括宗教法人（上位の宗派・宗団）の許可がなければできない」ということである。

中院は私道を川越市に寄附採納する際には、天台宗総本山（天台宗務庁）の許可が必要となる。中院の意思だけでは勝手に寄附採納はできないのだ。

問題の私道の「真の所有者」とは、中院ではなく天台宗総本山、と考えたほうがわかりやすいかもしれない。

当然ながら中院はこのことを十分に承知している。したがって自らが工事要望書の申請人になり得ないことも、十分わかっている。そのため「イワサワケンサク」氏なる別人を申請人とし、自らは「関係者」として連名するにとどめたのである。

そして小野澤市議もまた「中院が寄附採納などできるはずがない」ことを知りつつ、「寄附採納に努力するよう指導する」と一筆したためた。このとき、あえて「中院」を省略し、「指導」の対象をあいまいにする、という小細工も忘れなかった。

明らかなことは「工事要望書」が、私道を市に無償工事させるための、中院の意思が反映したものであり、これを市にこり押しするため小野澤市議が一筆書き入れ、署名捺印した代物だ、ということだ。

また同様に、市が私道舗装工事費用を中院に請求したところで、中院は自らの意思のみで費用を市に返還することも困難だろう。先に述べたとおり、不動産に関する法律行為を行う場合は、天台宗の許可が必要だからだ。中院はこうした問題を十分に知っていた。知っていた上で、小野澤市議の「工事費無償化作戦」に荷担した、ということになる。

「喜多院」住職が「関係者」に登場する理由と「採納する事が困難と認められ…」の意味

宗教法人法を見れば、小野澤市議の、「努力するよう指導します」という文章が、実は何を示しているのかが明らかになる。

つまり「私道寄附採納行為の許可を、天台宗総本山から得る努力をするよう、中院に対し指導します」ということだ。

この文章の内容自体は正しい方向を示している。中院がとにもかくにもやらなければならないことは、いかに煩雑で難儀な作業であろうとも、自ら所有している私道を川越市に寄附採納するための許可を、上位の包括宗教法人である天台宗から、何としても得ることである。

だが中院はこの努力をしていない。ほったらかしである。私道工事完工から2年半も、自らしなければならない作業を放置しているからこそ、現在もなお問題の私道は、中院所有のままだ。

そして、この「ほったらかし」を許したのが他にもない、川合市長が建設部に命じ策定、決裁した「川越市私道舗装整備要綱」なのである。

小野澤市議の無謀な仲介により、この滅茶苦茶な工事要望書が提出されてから8ヶ月後、川越市が「川越市私道舗装整備要綱」を策定した。この要綱は、まさにこの「工事要望書」のために作られたものだった。

というのも川越市建設部にはそれまで、私道の舗装整備に関する要綱が存在しなかったのである。つまり、市民の財産移転に関わる重大事項が、口頭で、あたかも伝言ゲームのように引き継がれてきた、

という驚くべき実態もここで浮かび上がるのだが、この問題はいったん脇に置く。

「川越市私道舗装整備要綱」では、舗装整備の対象にダブルスタンダードの極みともいえる「市に採納する事が困難と認められ」という、とんでもない特例を付加した。しかしこれ、「どのようなケースを困難というのか、あるいはその困難さを客観的に誰が認定するのか」については、一切触れられていないという、実に曖昧なもの。

だが、宗教法人法をすりあわせてみると、この「曖昧なダブルスタンダード特例」の意味がはっきりする。「寄附採納なければ工事なし」という建設部の方針と完全に矛盾するこの「特例」が、具体的に示しているのは「私道が“市内に存する被包括宗教法人の不動産”であるため、上位法人（包括宗教法人）の許可なしでは採納することができない場合」なのだ。

すると、私道に関係のない「喜多院」の住職がなぜ関係者に登場するのか、その理由も明らかになる。本紙への情報によれば、喜多院住職が登場するのは工事要望書の関係者欄であるとのこと。ここでの「関係」とは、実は私道をめぐる所有の関係なのではない。喜多院も中院と同じく「天台宗（包括宗教法人）の傘下にある被包括宗教法人」という、お仲間同士の関係なのだ。

では、この「関係」が意味するのは何だろうか。喜多院が「関係者」に連名するメリットは何だろうか。

中院に生じた「不動産に関する法律行為問題」は今後、喜多院にも生じる可能性が大きい。そのため中院の私道がたどった、

- * 工事要望書（それが如何に滅茶苦茶なものであろうと）が「公益名目」で受理され
- * 工事要望書の提出から「私道舗装整備要綱」策定を経て「採納困難なケース」として工事が完工
- * 以後「寄附採納に努力していること」にすれば事実上、工事費用を無償にすることができる

という一連のプロセスのなかに、喜多院が自らを関係者として連名することで、

- * 「市は公益名目で中院の私道を無償工事した」という既成事実のなかに「関係当事者」として喜多院が含まれていたため

中院の私道無償舗装を有利に進めるため 市長が利用した「諏訪神社の参道改修舗装」

小野澤市議と濃厚な癒着関係にある川合市長は、東京弁護士会の元副会長。法律のプロであることは言うに及ばず、当然ながら「被包括宗教法人の不動産に対する法律行為」の困難さを知っているはずである。

川合市長は小野澤市議の要望に応えるため、「公共の利益」という考え方を悪用したのだ。その際、次の点に注目したと思われる。

- * 同じ天台宗に属する喜多院の私道も、同様に公益を理由に無償工事しなければならない（さもなければ公平さを欠く）

という結論を導き出すことを狙った関係…。つまりは宗教法人法を口実に、川越市に寄生するための「共棲関係」なのだ。

そして中院・喜多院をそそのかし、滅茶苦茶な工事要望書をごり押ししては、「寄附採納の努力を指導」と署名捺印つきで嘘をつき、結果的に実家前の道路を無償舗装させ、中院に「恩を売った」のが、自らを「市長の参謀」と称して憚らない小野澤康弘市議。

また小野澤市議の無謀な要望に対し、建設部に命じて急遽ずさんな「私道舗装整備要綱」を策定させ、これを決裁したのが「小野澤市議の夜の飲み友だち」、川合善明川越市長である。

- * 川越市建設部には、これまで私道舗装整備に関する要綱または例規等が存在せず、私道舗装の「寄附採納が条件」は、実は口頭で引き継ぎ行われてきたこと。

* したがって明文化されたルールを策定・決裁することは業務上必要であること。またその際、最も下位の内部ルールである「要綱」（つまりは「叩き台的なもの」とすることで、関係法とのすりあわせが不十分であっても、随時改正できる性質の状態に置くこと。

* この「要綱」の性質、つまり「あくまで職員のための内部指針であり不十分さがある程度許容される基準」の性質を利用して、ここに「採納が困難な場合」という一文を紛れ込ませ、宗教法人法に端を発する問題であることを極力目立たせないようにした。

* この要綱をそっと隠しつつ（要綱は数が多く完全に公開しきれていない、という口実を利用）、この要綱の存在に市民が気づくまでの間に、これに基づいた工事实績を既成事実にしてしまうこと。

* また、これまで「どういう経過か判然としないものの、市が舗装してしまった私道」の改修工事を、この要綱の実績に組み入れること

* この一連の行為が明らかな違法ではないこと。

これは本紙の憶測ではない。9月号記事の取材中に、この「既成事実化」を如実に物語る一通の資料が、川越市から提供された。

新たな要綱による工事实績を問うた本紙に対し、川越市が提出した「川越市私道舗装整備要綱による舗装整備について」がそれである。

この文書には「私道舗装整備要綱」施行後の工事实績として、問題の中院私道のほかにもうひとつ「諏訪神社の参道改修舗装」が列挙されている。この文書によれば、川越市建設部道路環境整備課では平成21年度内（平成22年2月8日私道舗装申請書を受理・3月末完成）に、諏訪神社が所有する藤間の参道について、舗装整備を施行しているという。

「どういう経過、理由からかは判然としないものの、市が舗装したらしい私道」というものが、川越市には存在している。川越市大字藤間157-1番地にある「諏訪神社所有の参道」（施行延長約107m）である。

この参道はるか以前、川越市が現在資料を保存していないほど昔に、すでに全面舗装されていた既成舗装の私道であった。舗装したのが市だったのかどうかは、記録がないため正確にはわからない。だが恐らくは市が舗装したと考えられ、またそのために氏子及び附近居住の市民から補修要請を受けた地元の市議が、市の道路整備課に要請し部分的舗装を施行してもらっていた過去があるという。

この参道を利用する地元民は多い。古い舗装道路であるため痛みが激しく凹凸がそこかしこにあり、ましてや雨後では歩行さえ困難になる。そこで平成15年、参道沿いの市民が痛みのひどくなった道路の補修を、これまでどおり市に要望した。だがこの要望に対しては、補修工事は行われなかった。

地元住民はもう一度、平成21年に道路補修を要望。すると当時の担当課長（引退した前課長）が「最近は市民の要望が多いため、要望書を提出してほしい」と回答した。このことが参道の市民に伝えられ、要望書が提出されたという（しかし川越市にはこの平成21年の要望書が存在しない。市に補完されている唯一の要望書は、平成15年に地元住民から提出されたものだけである）。

担当課長はこの要望書に対し「中院の件があるから少し待ってほしい。一緒に

やる（着工する）から」と説明。そのような経緯から藤間地区の住民は「参道と一緒に中院の私道も工事する」と理解し、着工を待ちわびていた、という。

この藤間地区の住民が待機していた期間に、急遽作成されたのが「川越市私道舗装整備要綱」である。

だが先述の通り、藤間の参道はもともと舗装されていた。つまり中院の私道（全面舗装）とは異なり、藤間のケースは改修舗装工事だった。しかし「要綱」が作成された後、この2つの工事は抱き合わせで推進されたのである。

興味深いことに「要綱」施行（平成22年2月1日）直後の同月8日、川越市は藤間地区の住民に「私道舗装整備申請書」の提出を要請している。平成21年に住民から提出されたはずの要望書がなぜか消失してしまったためか、「要綱」に則った工事の一つとして藤間の参道に着工しよ

うとしていた市側は、住民にあらためて「申請書」を提出させることで、工事への状況を整えようとしたものと思われる。

その後、市はスピード工事を開始。3月下旬に完工した。藤間地区の舗装改修工事には「川越市私道舗装整備要綱」など、必要ないものだったはずだ。だが「市が工事するにあたり、採納を必要としない私道は他にもある」という既成事実を作るため、中院の私道の全面舗装工事に藤間地区の舗装改修工事を抱き合わせ、「川越市私道舗装整備要綱」施工後の工事实績としたのである。

小野澤市議の実家がある中院の私道を市費で全面舗装する理由付けとして作られた「要綱」に組み込まれた藤間の参道補修工事とは、すなわち小野澤市議の要望をフォローする役割のためのダミー工事だった…。こう受け取られても仕方がないだろう。

川越市は「天台宗」に法的手段を執る覚悟があるのか？

川合市長よ、「正攻法」でやってみろ！

話を元に戻そう。中院の私道は「公共の利益」のため、市が全面舗装工事を行った。

ならば川越市が次にやるべきことは何か。

解決方法そのものは、実にシンプルだ。中院が、天台宗総本山から私道寄附採納の許可を得ればよいのである。

したがって川合市長は、中院に対し天台宗の許可を得るよう、強硬な態度で迫らなければならない。さらに「許可が得られないために寄附採納ができない」場

合は、川越市は中院の資産に対する差し押さえを実行するか、あるいは最終的には、「寄附採納の決定権者」である天台宗総本山に対する法的手段も辞さない構えをとらねばなるまい。

如何に突飛な話に聞こえようとも、筋道としてはそうなるはずだ。

川合市長が、あるいは小野澤市議が、個人的に工事費用を弁済するという方法もあろう。だがそれでは問題は解決しない。問題の根本は、中院が包括宗教法人・天台宗に私道の寄附採納許可を得る努力

をしていない、あるいは放棄しつづけ、無償工事が完工した現状を是とし甘んじていることにある。人の道を説くのも結構だが、私道工事費用は税金だ。税金は市民に返せ。当たり前の話だ。天台宗の不動産を、川越市民の税金で無償工事する理由など、どこにもない。

中院がどうしても寄附採納、あるいは工事費返還に応じない場合、その理由が「天台宗の許可が下りない」というものであったなら…。川合市長は、天台宗に対し法的手段に訴える覚悟はあるのか？

川合市長がホームページの自己紹介に、好きな言葉として記している「正攻法」とは、そういうことなのだ。

そして小野澤市議は、市議会議員という立場を悪用し、中院私道工事の滅茶苦

茶な工事要望書を仲介し市に提出した責任を取らなければならない。あのでたらめな工事要望書に署名捺印し、寄附採納ができないことを知りつつ「努力するよう指導する」と一筆添えた虚偽行為、市民への背信行為の責任は、すみやかな辞職という形で取るのが最適であろう。

そもそも小野澤康弘市議は中院私道の住民ではないはずだ。私道の「関係者」でもない市議が、なぜあの文書に登場するのか。「実家が沿道にある」以外に、どう説明するのか。

市長と市議会議長と宗教法人の癒着…。権力者の横暴がグロテスクに描かれた、あきれほど典型的な構図がいま、川越の華やかな観光街の、目と鼻の先で展開している。

悪しき前例で全国自治体に「川越市の醜態」をさらした 川合市長と小野澤市議は、川越市政から去れ！

被包括宗教法人の不動産に対する法律行為の問題は、今後も続出すると思われる。また川越のように歴史があり人口の多い都市には、切り離せない問題でもある。川越市で、包括団体を天台宗とする宗教法人だけでも23法人。このそれぞれが長い歴史の中で檀家から寄進された土地や道路を持っているであろうし、またそうした土地に対する氏子や檀家の権利関係も複雑であろう。もちろん現代のようにIT化されたデータとしてすべて管理されているわけでもないかもしれない。

関係法と入念な整合性を取り、熟考に熟考を重ねなければならないこうした問題に対し川合市長が、たとえ「要綱」と

いう形とはいえ決裁した市の方針とは、あまりにもその場しのぎの感がぬぐえない。少なくとも法律のプロの仕事とは思えないほどずさんであり、細則もなければ、市長の裁量の余地が大きすぎる代物だ。

つまり川合市長は、小野澤康弘市議が実家のある中院の私道を、中院に負担をかけない方法で市に無償工事させるという、とんでもない要望を実現するためだけに策定した「私道舗装整備要綱」を自ら決裁することで、全国に向けて醜態をさらしたのである。川合善明氏が初めて市長に就任してから、わずか半年後の「有力議員に対する利益供与」であった。

「改革・公正・公開」とは片腹痛い。まして二期目に出馬表明するという凶々しさ。川合市長と小野澤市議…。両者の癒着関係とは、すなわち川越市政の醜悪さの縮図そのものだ。

川合市長よ。「改革・公正・公開」だの「正攻法」だの、青臭い言辞で自らの資質のなさを誤魔化すな。二期目はもう結構。貴殿は市長の器ではない。直ちにお引き取り願いたい。

そして川越市議会議員諸氏よ。市議会議長のこの横暴さ、滅茶苦茶ぶりを看過してはならない。市行政（建設部）に対し、中院が私道を寄附採納するよう、時限を切って圧力をかけること。中院と上位包括団体（天台宗）との間にどのような困難があろうとも、そんなことは「お

家の事情」である。少なくとも川越市民には関係のない話だ。

中院が時限までに私道を寄附採納しない場合、次にすべきことは工事費用（金利含む）の全額返済を中院に強く求めるよう、市に要求すること。この返済にも時限を切るのが当然だ。やはり時限までに中院が工事費用を返還しない場合は、川越市は上位包括団体である天台宗にその法的責任を問うように（原告はもちろん川合市長だ）、市に対し執拗に、強硬に迫らなければならない。

また、いかなる組織にも「自浄作用」は必要である。川越市議会が果たすべき自浄作用とは、まず小野澤康弘市議（現・市議会議長）を辞職に追い込むことだ。

■